

長門市中小企業長期経営安定資金融資制度

(目的)

市内の中小企業に対する長期資金の融資を円滑にし、中小企業者の経営の安定に資する。

(貸付の対象)

中小企業信用保険法第2条第3項の各号のいずれかに該当する者であって、市の区域内に1年以上の営業経歴を有し、かつ、市税の滞納がなく、中小企業信用保険の対象業務を営む者。

(1) 中小企業信用保険法第2条第3項第1号及び2号該当者

| 業種等 | 従業員 |
|---------------------|-------|
| 製造業・その他の業種を行う会社及び個人 | 20人以下 |
| 商業・サービス業を行う会社及び個人 | 5人以下 |
| 宿泊業と娯楽業を行う会社及び個人 | 20人以下 |

(2) 中小企業信用保険法第2条第3項第3号から第6号該当者

- ・ 特定事業を行う事業協同小組合又は組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業協同小組合
- ・ 事業に従事する組合員の数^が20人以下の特定事業を行う企業組合
- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下の特定事業を行う協業組合
- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人

※ 特定事業…農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業

(貸付資金の限度額)

運転資金及び設備資金とも750万円。

(貸付期間)

運転資金 7年以内（据置期間：6ヶ月を含む）

設備資金 7年以内（据置期間：1年を含む）

(貸付利率)

年1.5%

(保証利率)

信用保証協会所定の率（市が全額補給）

(借り換え条件)

償還期間及び金額が3分の1以上経過していること

(保証人及び担保)

原則として法人の代表者以外は不要。但し、必要に応じて担保を求めることができる。

(申込先)

山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫 各支店の窓口

商工会議所、商工会、信用保証協会でもご相談できます。

(お問い合わせ先)

長門市 商工水産課 商工振興室 TEL：0837-23-1136